

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	8-3
処分の種類	漁場改善計画の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	持続的養殖生産確保法第5条第2項			
処分の概要	漁場改善計画の認定の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】持続的養殖生産確保法第5条第2項 認定漁業協同組合等が認定漁場改善計画に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			